第

1528

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 3月 30日 木曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

発行所

株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 法人成りと青色申告

小売業を廃止し法人を設立、その後、その法 人から不動産の貸付けによる不動産所得を有 しています。

法人を設立する以前の事業所得については、 青色申告の承認を受けていましたが、不動産 所得について、改めて青色申告の承認申請を しなければならないでしょうか。

A: 改めて申請をする必要はありません。

【解説】

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ず べき業務を行う者は、青色申告をすることが できます。青色申告書提出の承認は、不動産 所得のみ又は事業所得についてのみといった 所得の種類について、承認されるわけではあ りません。また、承認を受けている業務を廃 止した場合には、廃止した年の翌年から効力 を失うこととなります。

したがって、事業所得について青色申告の 承認を受けており、事業廃止後直ちに不動産 所得を生ずる業務を開始していたような場合 には、改めて不動産所得について青色申告の 承認申請の手続きをする必要はなく、その年 分の事業所得及び不動産所得のいずれの所得 についても、青色申告書を提出することがで きます。

ご質問の場合、事業所得を生ずべき業務は 廃止されていますが、青色申告の効力が存属 している年内に、不動産所得を生ずべき業務 を開始していますので、改めて青色申告の承 認申請をすることなく青色申告ができます。









KIMIYO·I